・ 2010千 11 万 11 ロ ・ NOO1 けんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかん



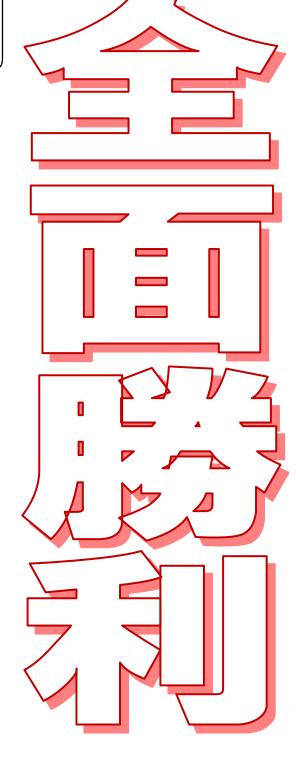
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部

104-0031 東京都中央区京橋3-6-3 京橋通郵便局5F

TEL·FAX 03-3535-5447 piwutokyo@yahoo.co.jp







11月5日、東京高裁は、銀座支部組合員・大橋照一さんの再雇用を拒否した日本郵便株式会社に対し、会社の控訴を棄却し、一審の東京地裁判決(定年後も引き続き雇用関係が存続しているとして原告の請求通り不採用時からの賃金と遅延損害金を支払え)につづき、大橋さんの訴えを全面的に認める判決を下しました。

再雇用を拒否されたのは、20 13年年度末でした。大橋さんは 37年間集配業務に従事し、20 13年(平成25年)3月、定年 退職を迎えました。定年後も「再 雇用」で引きつづき働くつもりで 「高齢再雇用社員選考試験」を受 験しましたが、不採用となりまし た。

同年4月1日からは高年齢者 雇用安定法改正により、再雇用者 の選別が許されなくなる直前の

問われる人事評価制度

会社は、再雇用拒否の理由について、「定年前1年間の人事考課が基準点に達していない」と主張しましたが、2年前と仕事ぶりが変わらないのに評価だけを下げるのは「裁量権の範囲を悦脱した不当なもの」と東京地裁は断罪しました。会社は、控訴審で「2年前の評価が間違っていた」と身勝手な主張をしましたが高裁はこれを排しました。この裁判では、会社の人事制度・評価がいかにでたらめであったかが浮き彫りとなりました。